



※令和3年9月1日時点

- *1 他の省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を含まない。
- *2 他の省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を含まない。
- *3 関係のある他の職を占める者をもって充てる。
- *4 参事官の定数には併任の者を含まない。
- *5 内閣総理大臣をもって充てる。
- *6 内閣官房長官及びデジタル大臣をもって充てる。
- *7 議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- *8 関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。